**水揚げ出荷助成実施要領**

**第１　趣　旨**

　本村の水産業従事者は，きびしい経営状況にある。そのため，経営の安定化を図るため，名瀬漁協への水揚げに対し,一部助成を行い，漁業者の生産意欲を高めることを目的とする。

**第２　助成の方法及び内容**

　奄美漁協大和支所の組合員全員を対象に，名瀬漁協への水揚げに対し,助成を行う。助成額は,１回の水揚げに対して1,000円とする。

　ただし，アオサ等名瀬中央成果に出荷されるものは助成対象外とする。

**第３　助成の限度**

　助成の限度は，予算の範囲以内とする。

**第４　助成の対象者**

　助成金の対象者は，本村に居住している奄美漁協組合員全員とする。

　但し，過年度分の村税等の各種納付金未納者については，対象としない。

**第５　助成の期間**

　令和５年度４月１日～令和６年３月３１日までの間とする。

**第６　助成の方法**

　名瀬漁協への水揚げを行った際の仕切書の枚数を確認し,助成額を確定する。(奄美漁協大和支所からコピーをいただく)

**第７　支払い方法**

助成対象者への支払は，半年で取りまとめ支払うこととする。

**第８　その他**

この要領に定めるもののほか，必要な事項は村長が別に定めるものとする。

附　則

　　　　この実施要領は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

　　　　この実施要領は，令和５年４月１日から施行する。

【事務の流れ】

助成金の請求（助成対象者は仕切書のコピーを村へ提出）

**↓**

村が助成金の支払い（助成対象者へ支払い）

※　支払いは，半年締めで取りまとめ実施することとする。

※　受取の際には押印をもらうこととする。